

## 子どもの規範意識を高める道徳教育カリキュラムの開発

プロジェクト構成員 堺 正之（学校教育講座） 小林 万里子（学校教育講座）  
木下 美紀（附属福岡小学校） 高瀬 雄大（附属福岡小学校）

今回の学習指導要領改訂に向けて行われた中央教育審議会答申（平成20年1月17日）は、「子どもたちに、基本的な生活習慣を確立させるとともに、社会生活を送る上で人間としてもつべき最低限の規範意識を、発達の段階に応じた指導や体験を通して、確実に身に付けさせることが重要である」と指摘した。また、それに先だって改正された学校教育法（平成19年6月27日）の第21条では、義務教育の目標として「学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律、及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が規定されている。このような趣旨をふまえた新しい小学校学習指導要領（平成20年3月28日）が告示され、いま、「規範意識」をどのようにとらえ、育成していくべきかが、あらためて課題となっている。

本研究プロジェクトでは、道徳教育の視点から、その中心的課題である「規範意識」育成にかかる教育目標の考察、教育内容の構築、教育方法の開発に取り組むこととした。具体的には、規範意識のとらえ方について整理し、学習指導要領改訂に向けた中央教育審議会教育課程部会等の審議経過から、道徳の内容としての規範意識の検討を行った。さらに、福岡教育大学附属福岡小学校において、道徳の時間ならびに社会科の実証授業を行った。

- 第2学年 道徳「学校のボールはだれのもの？」 資料「かくしたボール」（東京書籍）
- 第4学年 道徳「きまりはだれのもの？」 資料「どうすればいい？～駅のホームで～」（自作）
- 第4学年 社会科「福岡市に広げよう！ ごみ減量の輪」

以上の研究成果のうち、ここでは、子どもの規範意識を高める道徳教育の必要性和今後の展望を中心に報告する。

### 規範意識を高める教育の必要性—「規範意識」が注目される背景と力点—

#### 1. 前回の学習指導要領改訂時における「規範意識」の強調

道徳教育にかかわって「規範意識」が強調されたのは、初めてではない。現行学習指導要領（平成10年12月）が告示される半年前に行われた中央教育審議会答申「新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機—」（平成10年6月）では、平成8年7月の第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」が提唱した「生きる力」という理念を敷衍し、「生きる力」の核となる「豊かな人間性」として「① 美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性」「② 正義感や公正さを重んじる心」「③ 生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観」「④ 他人を思いやる心や社会貢献の精神」「⑤ 自立心、自己抑制力、責任感」「⑥ 他者との共生や異質なものへの寛容」などの感性や道徳的価値を大切にするとした。その上で、第2章と第4章において規範意識に言及している。

まず「第2章 もう一度家庭を見直そう」の「② 悪いことは悪いとしっかりしつけよう」には、以下のような指摘がある。（「答申」28頁）

(a) やってはいけないことや間違っただけの行いはしっかり正そう

子どもたちの規範意識の低下が顕著になっている。中学生の規範意識について行われた調査でも、例えば、「放置してある他人の自転車に乗る」、「自室でタバコをすう」、「他人のカサを無断でさして帰る」ことを悪いと思わない

子どもが全体の4分の1ないし3分の1に達し、10年ほど前と比較するとその割合は増えている。また、「他人の体育館ばきを無断で使用する」、「友達の優勝を祝ってお酒を飲む」ことなどに至っては、悪いと思わない中学生が約半数に上る（資料省略）。

日本の高校生を、アメリカ・中国の高校生と比較した調査では、「学校をずる休みすること」や、「売春など性を売り物にすること」などについて「本人の自由でよい」と答える者が我が国に際立って多く、恐喝、盗み、万引き、麻薬の使用などの犯罪行為についてさえ、日本の高校生は約1割もの者が「本人の自由でよい」と答えている（資料省略）。

子どもたちの規範意識の低下は、人々が安心して暮らせるよりよい社会をつくっていくためにはもとより、何よりも子どもたちの健やかな成長を期するため、決して見過ごすことのできない問題である。

この問題の背景には、大人社会のモラル全体の低下という状況がある。不正やルール違反を許容してしまう甘い風潮、義務・責任を忘れ、自由と利己主義とをはき違える風潮、そして、正直さ・誠実さ・まじめさなどの価値を軽視する風潮は、家庭におけるしつけのゆるみを招き、子どもたちの規範意識の低下を助長している。調査において、非行の原因の最たるものとして家庭の問題が挙げられていることも、家庭でのしつけの大切さを示唆している（資料省略）。

次に「第4章 心を育てる場としての学校を見直そう」の「(2) 小学校以降の学校教育の役割を見直そう」の「⑤ 問題行動に毅然として対応しよう」では、次のように提言している。（「答申」166頁）

(a) 「まじめさ」や「異質さ」に対する不当ないじめを許さないようにしよう

いじめの問題は、学校として取り組むべき最も重要な課題の一つである。いじめは、力の弱い者を攻撃的にすることが多いが、ここでは、特に「まじめさ」や「異質さ」に対するいじめという問題を提起したい。

いじめの問題は、いじめる子どもの側に第一義的な責任があり、その心の在りようがまず問われなければならない。ある調査によれば、子ども全体に比して、いじめた体験のある子どもは、正義感やルールを大切にしている心、思いやりの心が希薄であることがうかがえる（資料省略）。規範意識に着目した別の調査によっても、いじめたことが「何度もある」子どもは、万引き、喫煙、飲酒などについて「とても悪い」と考える割合が他の子どもに比して大幅に少なくなっており、規範意識が低いことが分かる。逆に、いじめられたことが「何度もある」子どもは、その割合が他の子どもを相当上回っている（資料省略）。こうした調査結果から、規範意識の低い子どもが規範意識の高いまじめな子どもをいじめの標的にしている姿を見ることができる。一所懸命授業を聞こうとする子ども、まじめに努力する子ども、向上心を持って生きようとする子どもなど、高いモラルを持つ子どもたちがいじめを受け、不当に虐げられるようなことを許すことはできない。……（中略）…… 学校は、このような不当な行為であるいじめを許さないよう全校一丸となって校内での指導に当たることを強く望みたい。そして、正義感や倫理観、生命や人権を尊重する心、互いの個性を大切に、差異を認め合う態度を子どもたちが身に付け、前向きに切磋琢磨し合う人間関係が築かれるよう、積極的な働きかけをお願いしたい。

このような答申内容となった背景には、文部大臣（当時）から中央教育審議会に対して「幼児期からの心の教育の在り方について」諮問が行われた平成9年以前の数年間に、いじめ事件及び自殺の続発（平成6年）、不登校8万人超（平成7年）、神戸少年事件（平成9年）といった問題が相次いで社会問題化したことがある。

また、その方針の下、直後に行われた教育課程審議会答申（平成10年7月）では、道徳教育改善の基本方針の「(ウ) 未来へ向けて自らが課題に取り組み、共に考える道徳教育の推進」で、「生命を尊重する心や自立心、自己責任、善悪の判断などの基本的なモラル、我が国の文化や伝統を尊重し継承・発展させる態度、国際協調の精神などを育成し、児童生徒自らが、内面を見つめ、直面する課題や悩みに主体的に取り組み、共に考え、未来に向けて人生や社会を切り拓く実践的な力をはぐくむ指導の充実を図る」（下線は引用者による。以下同じ）ことを強調した。さらに、改善の具体的事項として、「小学校の低学年では、特に社会生活上のルールを身に付け、「よいことはよい、悪いことは悪い」と自覚できるよう繰り返ししっかり指導すること」を求めた。

これを受けて現行学習指導要領では、「特に幼児期や小学校の低学年において、行ってよいことと

悪いことを繰り返し指導し自覚を図って行くことが大切なことから、1の(3)に「よいことと悪いことの区別をし」を加えて、一層の充実を図っている」（『小学校学習指導要領解説 道徳編 平成11年』7頁）。また、「指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い」でも、低学年に関して「基本的な生活習慣や善悪の判断、社会生活上のルールを身に付けること」に配慮することとされた。

## 2. 先行事例研究に見る「規範意識」のとらえ方

教育界での「規範意識」のとらえ方は論者によって、あるいは重点の置き方によって、様々に存在する。ここでは、そのうちのいくつかを取り上げて比較検討することにしたい。

### (1) 生徒指導の観点から

文部科学省・警察庁「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」（平成18年5月）においては、規範を「人間が行動したり判断したりする時に従うべき価値判断の基準」と定義づけ、「そのような規範を守り、それに基づいて判断したり行動したりしようとする意識」が規範意識である、と説明している。具体的には、「自他の生命や権利を尊重し、自他を身体的にも心理的に傷つけてはいけぬ」または「盗みをしてはいけぬ」などの社会的な基準を守り、その基準に基づいて、規律ある行動をとることが、規範意識を備えた姿であるとする。ここでは規範が「守らなければならないルール」ととらえられている。

### (2) 東京都教育庁指導部「規範意識を高める指導」より

東京都教育庁が作成したリーフレット「規範意識を高める指導 ― 社会のルールを尊重し、遵守する子どもを育てる ―」によれば、規範意識とは「法令などの社会のルールの大切さを理解し、それらを守ろうとする意識」である。このようにとらえたうえで、学校における指導の充実に向けての指針や方策が簡潔に示されているが、このリーフレットに挙げられた規範意識の育成に向けての取組の特徴は以下の三点である。

第一に、幼稚園・小学校・中学校における指導の方策を掲げることにより、長期間にわたる縦断的な指導の重要性や、発達段階に応じた指導の強調点を提示している点である。例えば道徳の時間の指導について、「勇気」や「自由・規律」ならびに「公德心」に関わる内容を中心に、他学年の学習内容を考慮した上で授業を構想するよう促している。

第二に、道徳の時間、特別活動（学級活動）だけでなく、日常生活での指導を重視している点である。具体的な行動や出来事を通して、きまりや生活習慣の意義を説明しながら繰り返し指導することにより、確実な定着を図ることが求められている。

第三に、学校（園）のきまりを指導に生かそうとしている点である。「子どもに自主的に守らせるきまりを精選する」「きまりに反する行動に対しては、全教職員で統一的な対応方針を共通理解しておく」「生活指導目標は定着するまで徹底して指導する」といった原則のもとに、学校の教育活動全体を通じて規範意識の育成に努める体制づくりと、そのための共通理解が重視されている。

これらのことに留意して学校での指導を充実させるとともに、家庭や地域社会、関係諸機関と連携して、学校内だけでなく、家庭や地域においても規則正しい生活を推進することが最も大切であると述べられている。

### (3) 福岡県芦屋町の取組より

平成16・17年度福岡県教育委員会「中長期的な教育課題に関する調査研究事業」として実施された「規範意識の形成と指導の在り方」においては、規範は「集団や社会を構成するメンバーに求められる行動の在り方（行動基準）」とされ、規範意識は「所属する集団や社会において、そのメンバーがことの善悪を判断した上で、とらなければならない行動を積極的に行おうとする心の働き」とであると定義づけられた。規範意識の育成という側面から見たとき、この調査研究成果の特筆すべき点は、以下の三点にある。

第一に、(2)で検討した東京都教育庁のリーフレット「規範意識を高める指導」と同様に保育園(所)・幼稚園・小学校・中学校の連携や連続の重要性を指摘した点である。幼児期、小学校下学年、小学校上学年期、中学校期について、各発達段階の特性を明らかにしたうえで、その時期に身に付けるべき力を日常的に指導していくことを促している。他律から自律へと進む道德性の発達や、身近な人やものだけでなくより広い集団や社会に参入していくなかで確立していく社会性にも着目している部分が特徴的である。

第二に、規範を正しく伝え、実践を促すために、「規範の理解」「規範の納得」「規範の実践」の三つの視点を提示した点である。「規範の理解」とは、「社会のルールや公共のマナーを教える」「具体的な場面に即して、よいこと悪いことをはっきりと伝える」ことである。「規範の納得」とは、「「しましよう」「してはいけません」の意味を考えさせる」「社会生活を営む基盤として規範が必要なことに気づかせる」ことである。「規範の実践」とは、「時と場に応じたよい行いを理解させ、行動させる」「実際に行動したことを振り返らせ、適切な評価を与える」ことである。これらの三つの視点は当然、相互に関連しているのだが、このように分割して示すことにより、指導の具体的な方向性の明確化を期待できる。

第三に、学校と家庭と地域社会との連携の重要性を指摘するにとどまらず、具体的な方策を提案している点である。連携を推進するための体制づくりはもちろん、例えば、町全体での月目標あるいは四半期目標の設定や、広報リーフレットの配布や教育推進月間の設定による定期的な情報発信の他、校種を越えた実践交流会の開催の有効性が示されている。

### 3. 今回の学習指導要領改訂における「規範意識」の強調

#### (1) 「徳育」のイメージ

教育再生会議第一次報告(平成19年1月24日)は、「すべての子供に規範を教え、社会人としての基本を徹底する」、「社会人として最低限必要な決まりをきちんと教える」ことを提言し、特に学校には「子供たちに、決まりを守ることの意義や大切さ、社会における規範、自由で公正な社会の担い手としての意識、国民の義務や様々な立場に伴う責任を教える。その際、集団活動、集団生活体験、スポーツなどを積極的に活用する」役割があるとし、その上で「家庭、地域など周りの全ての大人が、子供の模範となるよう、決まりを守る」ことの必要性を説いた。

教育再生会議第二次報告(平成19年6月1日)は、「全ての子供たちに高い規範意識を身につけさせる」ことをめざし、その手段として「徳育を教科化し、現在の「道德の時間」よりも指導内容、教材を充実させる。」「国は、徳育を従来の教科とは異なる新たな教科として位置づけ、充実させる。」ことを提言した。第二次報告では「道德教育」という言葉が出てこないことを考えると、「徳育」は単に「教科化された道德の時間」ではなく「道德教育」に代わるものとして構想されていたとも考えられる。

「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日)―いわゆる「骨太の方針」―では、「教育の基本である知・徳・体の原点に立ち戻り、基礎学力と規範意識を持った優れた人材を育成する」という基本を確認し、教育再生会議第二次報告の延長線上で「徳育を「新たな枠組み」により、教科化し、多様な教科書・教材を作成する」と提言した。

「徳育」は、歴史的には「知育」「体育」との対比においてその独自の意義が強調されてきた経緯がある。日常用語としては、学校教育以外の場面、すなわち家庭教育や社会教育における規範意識の形成にかかわる働きかけをさしていることがある。

「道德教育」は、学校教育の枠内では定着した用語ではあるものの、学校外ではほとんど使用されることがなく、目標として養うべき「道德的心情、判断力、実践意欲と態度などの道德性」の意味合いも、理解されているとは言い難い。このように考えると、「徳育」提唱のねらいは、道德の時間の

「教科化」とそれに見合った名称の変更とともに、学習指導要領に「新たな枠組み」を作り出して学校・家庭・地域が一体となって取り組むべき共通の課題を社会に向けて提示することにあつたという見方も成り立つ。

## （２）変質する「社会」の視点

日本の地域社会は、大きな変化を経験してきた。伝統的な価値規範体系が崩れ、それに代わる新たなルールが確立されないことにより、都市化した地域での非行問題となって表れた。しかし、問題を非行に限るなら、子どもが非行化する可能性は地域を越えて存在し、その点ではすべての地域が多かれ少なかれ解体したとも言える。そして地域の解体傾向が非行に影響するとしても、問題は個々の子どものパーソナリティへの投影のしかたである。すなわち、社会病理は個人病理を媒介として問題行動となって顕在化するものであり、家庭に代表される身近な生活の場の人間関係がそれだけ大きく作用するのである。

この点で、子どもの教育に関して、現在でも家庭には他の機関で代替できない独自の役割があることは論を待たない。しかし、内閣府がまとめた平成 19 年版『国民生活白書』によれば、家族から精神的なやすらぎや充足感を得ようとする人が多い一方で、家庭における教育力は以前にも増して落ちてきたと考える人が多い。白書は、その理由として、「親自身が基本的な生活習慣が身に付いていない」、「親の責任感や心構えが弱い」と、親自身のことを理由に挙げる割合の高いことを指摘しているのである。

このような状況に対処するための、法改正を含めた制度的な枠組みはかなり明確になってきている。改正教育基本法は、第 10 条で保護者が子どもの教育については第一義的責任を有することを確認し、その上で国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきことを規定した。さらに第 13 条において、学校、家庭及び地域住民等が「教育におけるそれぞれの役割を自覚」して相互に連携協力に努めるべきことを規定している。これらが第 1 条（教育の目的）及び第 2 条（教育の目標）において述べられていること（学校教育に限らず、あらゆる教育の目的・目標に関する規定の下にあること）を考えれば、道徳教育とは学校に限らず家庭、地域、その他社会においても共通の目標を掲げた課題であるということになる。このような文脈から、今回の改訂論議に新たに加わったのは、より大きな「社会の視点」ではないかと考えられる。

王雲海は陪審制が米国で長く実施されていること背景について、「米国社会は個人主義的社会で、同じ地域に住んでいても互いの関係がばらばらで、東洋で見られるような、地縁・血縁・人間関係等で強く結ばれている地域社会は少ない。そのため、陪審員として被告人を裁いても、仲間や地域の同胞を裁くという拒絶感や嫌な発想が出てこず、他人を裁くのと同然で平気でいられる。」（王雲海『日本の刑罰は重いか軽いか』集英社、2008 年）また、特に米国においては、「正義」の観念が、「手続き的正義」を中心に理解されていると説明している。すなわち、手続きさえ適正に行われれば、実体や結果が千差万別であってもかまわない（いずれも正義である）ということである。「地域社会の喪失」と「手続き的正義の観念」（政治・経済等を中心とする）の浸透は、来年度から「裁判員制度」が始まろうとしている日本社会における傾向をも示しているといえる。そして、変質する「社会の視点」が日本の教育を左右しつつあり、「規範意識」の強調点も次第に変化しているのではないかと考えられる。

## （３）道徳の内容と規範意識

今回の小学校学習指導要領改訂では、「各学年を通じて自立心や自律性、自他の生命を尊重する心を育てることに配慮するとともに、児童の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること」とし、「特に低学年ではあいさつなどの基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないこと、中学年では集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合う態度を身に付けること、高学年では法やきまりの意義を理解すること、相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること、集団における役割と責任を果たすこと、国家・

社会の一員としての自覚をもつことなどに配慮し、児童や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること」を求めている。

特に第1章 総則において特記された「基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすること」については、低学年（から）の重点指導内容として徹底化を図る形となっているのが特徴的である。

以下においては、児童の規範意識の形成に関わりが深いと考えられる内容を取り上げ、今回の改訂をふまえた指導上の課題の検討を試みる。

### <基本的な生活習慣の確立>

今回の改訂においては、各学年を通じて自立心や自律性を育てることが強調されているが、その上で基本的な生活習慣を身に付けることについては低学年（から）の重点指導内容として徹底化を図る形となっている。これには、現在の子供たちの課題として、生活習慣の確立が十分でない指摘されてきたことが反映している。生活習慣が人間形成にとって大きな意味をもち、あらゆる行為の基盤となることを考えるとき、現代社会の変化によって児童の生活基盤となる家庭や地域での生活が大きな影響を受けていることは看過できない。家族の生活リズムに応じて就寝、起床、食事等のサイクルが多様化するとともに、ゲーム機をはじめとして児童の欲望を刺激する要因が増加している。このような中で、特に低学年から基本的な生活習慣を身に付けることが大切である。

低学年1-（1）の内容項目は変わっていないが、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の（3）において、「低学年ではあいさつなどの基本的な生活習慣」と重点的に示されたことが特徴的である。「あいさつ」は低学年2-（1）に出てくるキーワードでもあり、これまでも生活習慣に関する多くの実践事例において取り組まれてきている。これらを受けて、中学年1-（1）では「自分でできることは自分でやり、よく考えて行動し節度のある生活をする」と自立的な側面を伸ばすことが、また高学年1-（1）では「生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し」と生活習慣の意義を理解して自ら生活を向上させていく側面が強調されている。

あいさつをはじめとして、食習慣や学習習慣など児童の生活習慣の確立は、家庭や地域と一体となって取り組む必要がある。そのための組織を学校内に設け、家庭での生活実態調査の結果に基づいて重点課題を明らかにした上で、さまざまな情報発信や教育相談を行う等の取り組みもなされている。一方、学校内では、学級における日常的指導に加えて、学校としての時間を守る活動、清掃活動の徹底、係活動や当番活動の充実を図る過程で、その意義が理解されていくことが期待される。

### <きまりについての理解や法意識の育成>

前述のように、中央教育審議会答申（平成20年1月17日）は、「子どもたちに、基本的な生活習慣を確立させるとともに、社会生活を送る上で人間としてもつべき最低限の規範意識を、発達の段階に応じた指導や体験を通して、確実に身に付けさせることが重要である」と指摘した。また、改正学校教育法（平成19年6月27日）の第21条では、義務教育の目標として「学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律、及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が規定されている。

これを受けて、今回の改訂では、低学年の4-（1）において「約束やきまりを守り」の部分が前に出るとともに、高学年では従来の4-（2）「公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら義務を果たす。」が4-（1）となることにより、「社会生活を送る上で人間として持つべき最低限の規範意識」を「確実に身に付けさせる」という側面が強調されている。

指導方法上の問題としてとらえるときには、以下の点が重要になってくると思われる。

- ① これが、学校だけでなく家庭・地域を含む社会全体の要請であることを理解させることである。

このことは学校・家庭・地域が一体となって取り組むことの必要性和、学校において扱う「規範」の内容に関して社会との一貫性や妥当性を考える契機ともなるだろう。

② きまりを守ることが自律と相反するものではなく、むしろ軌を一にするものとして考えることである。その上で、児童には自分のこととして考える（自律的かつ責任ある主体としての）態度を育てる方向で指導することが大切になる。そのことが児童の「規範意識を高める」ことにつながると考えられるからである。

これらをふまえて新たな取り組みを要すると考えられる点として、人間は「相手の痛み」を感じとり、何とかしてあげたいと思うものであり、そのような関係の連鎖の中で人間社会が成り立っているとの見方を繰り返し確認すること。そして、犯罪やいじめ被害者の立場や心理についての理解が進むような指導も工夫する必要がある。その中で、「人間としてしてはならないことをしないようにすること」（総則）の感覚も養われる。また、自分たちできまり作って守る活動なども、これまで以上に積極的に取り組む必要があると思われる。

さらに、法教育の視点（法の意義についての理解・法規範に基づく善悪の判断・法的な価値の尊重）を導入することが求められる。それは単に社会のルールを守ることだけでなく、「個人の自由の拡大」から「法」や「きまり」の意義を考えることにもなる。法の役割がますます重くなる社会で自立した市民として生きてゆく子どもを育てるために、道徳教育が果たすべき役割を明らかにすることが問われているのである。

学習指導要領に則して道徳教育は学校における教育活動全体を通じて行うものとするれば、全面主義道徳の考え方から、法教育も結果的に一あるいは同時に一道徳教育になるのだから矛盾することはない、という主張も成り立つであろう。しかし、「善・悪」という価値判断を法規範を基盤としておこなうための法的な見方や考え方がこれまでの道徳教育（特に道徳の時間の指導）に矛盾なく生かされるようにするためには、児童の法理解の発達と道徳の内容及び指導法との整合性を吟味して、それにふさわしい資料を選択して活用することが望まれる。

### <情報モラルへの配慮>

「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」では道徳の時間における指導上の配慮事項として「児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連をふまえ、情報モラルに関する指導に留意すること」とされた。

「第2に示す内容との関連」から述べると、「1の視点」との関連では、規制緩和や市場経済化の広がりによって、個人には自分自身の権利を守るための法的な考え方や知識を身につけることの必要性が増すという前提で、危険回避という考え方や、個人情報発信（インターネットショッピング等の場合）がもたらす結果についての知識、得られた情報の信憑性についての判断等が重要となる。

「2の視点」との関連では、人間関係の実感と想像力を中心に据えて、「ネットいじめ」などによって被る人の痛み、それが人格を傷つけ人の命にかかわる事件になりうることや、ネットワーク利用、電子メールや掲示板利用におけるマナーなどが重要になるだろう。

一方、著作権の尊重などは「4の視点」からの扱いになることが考えられる。

### <「公共の精神」の涵養>

改正教育基本法の前文および第2条に明記された「公共の精神」とは、他者とのかかわりによってつくられる社会を尊重し、主体的にその形成に参加する精神であり、端的には、国や社会の問題を自分自身の問題として考え、そのために積極的に行動するという精神であるといわれる。これからの社会で自立した個人として生きる子どもを育てるためには、個人の尊厳を重んじ、自己の確立を図ることを通じて他者の尊厳をも重んじる態度をはぐくむとともに、このような「公共の精神」を養うこと

を考えていかねばならない。教育基本法第1条の精神の下で、個の確立と社会の形成者となることは決して対立的にとらえられておらず、両者はむしろ相補的なものである。こうした公共の精神の基盤があってはじめて、自力で物事に対処しようとする自立心もはぐくまれるものと考えられるからである。

社会の形成に参画する意欲や態度を養うためには、現在の民主的な社会が実現しようと努めてきた精神と諸価値（自由、平等、基本的人権の尊重など）への理解を深めることが不可欠である。そして、民主的な社会が大切にしている価値は、法によって規定されているのみならず、私たちが日々の生活の中でこれを実現しようとしているからこそ「価値」として守られているのだということを理解させたい。これらが法の規定によってのみ保障され維持されるものならば、一人一人の道徳的主体性が確立されたことにはならないからである。

したがって、一方で法律的な規則やきまりそのものを知る学習も必要ではあるが、道徳教育においては、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」を基盤として、公共の精神を尊ぶ心など「社会や国家の形成者としての道徳的な生き方」や「道徳的な生き方ができる社会のあり方」を問題とし、このような視点から「きまりの意味をとらえ返す」学習を行う方が、むしろ本来的なのではないかと考えられる。この点で、環境や福祉等の様々な「社会の問題」への関心を持つ機会として、地域社会と連携したボランティア活動の推進などの工夫も望まれる。

### <体験活動や実践活動との関連>

今回の改訂では、「集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、児童の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと」としており、道徳性の育成にかかわる体験活動を積極的に取り入れることを求めている。特に今回は、体験活動の例示として「集団宿泊活動」が加わったのが特徴である。集団宿泊活動の教育的役割としては、基本的な生活習慣の育成、協力する態度や集団のきまりを守る態度の育成、学ぶ意欲や学習習慣の育成などが期待されており、具体的には集団遊びの中でのルール作り体験、地域の人との交流の体験、職場体験、学習合宿体験等が展開されていくものと思われる。また、このような体験活動における道徳的価値の大切さを自覚し、人間としての在り方や生き方という視点から体験活動の意味を考えられるように道徳の時間を工夫するという形で、両者の連携を図っていく必要がある。

他方で、道徳の時間を通じてはぐくまれる道徳的实践力は、具体的な道徳的实践として発揮されることで強化される。この点からは、道徳の時間に指導したことが活動場面の中に生かされ、そこで児童が具体的な実践や実践の方法についての学習を行うというように、道徳的实践力と道徳的实践との有機的な関連が図られていくことが望ましい。

## 規範意識を高める道徳教育の展望

### 1. 家庭や地域社会との連携

もとより学校、家庭及び地域住民の子どもたちに対する関係の質はそれぞれ異なっており、それに応じた「教育におけるそれぞれの役割」（教育基本法 第13条）があることは当然であるが、むしろこのことを自覚して相互に連携協力に務めるべきことが求められている。実際、「いま学校にできることは何か」という問いをつきつめると、逆に学校の中だけで考えることの限界が見えてくる。規範意識の形成という課題は、これまで述べてきたように社会の変化に伴って新たな色彩を帯びて生じてきたものであり、その分、学校だけで対処することが難しい。むしろまずその課題の大きさをとらえた上で、「学校にできること」を家庭・地域との関係で構想することが重要である。

本研究プロジェクトにおいて参照した福岡県芦屋町では、学校・家庭・地域を巻き込んだ意欲的な



教育改革に取り組み、住民から信頼される学校像を明らかにした上で、その実現を目指して具体策を展開している。ここから本テーマに関わる示唆を引き出すと、以下の三点になる。

### ① 家庭・地域との連携はタテ・ヨコへの広がり

タテへの広がりや学校種をこえた（特に幼児教育段階を含んだ）連携、そしてヨコへの広がりや町を挙げての取り組みという点である。芦屋町の場合は行政区分が単位となっているが、他にもさまざまなケースが考えられる。学校を地域に単独で存立するものと考えず、学校間の連携を視野に入れることで、「地域」という意識もまた広がる。

### ② めあてにおける一斉（町ぐるみ）と個別（一人一人）の特質をいかす

芦屋町では学校・家庭・地域で共通に指導するための「月目標」を設定している。同時に「新・家庭教育宣言」のもとで、各学校のPTAが努力項目を宣言し、家庭で協力してその達成をめざすことを通して、家庭教育や基本的な生活習慣について見直す機会とする取り組みを行っている。

### ③ 子どもの安心感と意欲を引き出す

芦屋町では「よさカード」という運動で、大人たちが積極的に子どものよさを見つけ出そうとしている。これは単に子どもに「いい子になりなさい」というメッセージを送っているのではなく、自分たちは町の人から見守られているという安心感を与えているのである。

また逆に、異質な「抵抗」に出会わせることも子どもの生きる意欲を引き出し、子どもにとっての「社会」を広げることになる。たとえば学校でゲスト・ティーチャーから自分たちが気付かない大人の見方を聞いたり、課題を与えてもらったりする経験である。このような取組によって家庭・学校・地域に形成される道徳的雰囲気の中で、子どもは安心しながら自己の生き方の基準や模範を見いだすとともに、それらとの間合いの取り方を学ぶ（すなわち「規範」活用の文脈を知る）という形で自立の歩みを進めることができる。これが、「規範意識を高める」ということに他ならないと考える。

## 2. 高等学校における道徳教育への示唆

昭和33年より道徳の時間が特設されている小・中学校とは異なり、高等学校における道徳教育は、戦後一貫して、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うこととされている。ただし、社会科の一領域として「倫理・社会」が設けられたり（昭和35年。その後、昭和53年に「現代社会」の新設により「倫理」は選択科目となる。平成元年の社会科の再編により「公民」が新設されて現在に至る）、総合学科に設置された「産業社会と人間」のねらいが「人間としての生き方の探求、特に自己の生き方の探求を通して、職業を選択し、決定する場合に必要な能力と態度を養うとともに、将来の職業生活を営む上で必要な態度やコミュニケーションの能力を培うことや現実の産業社会やその中で自己の在り方生き方について認識させ、豊かな社会を築くために積極的に寄与する意欲や態度を育成すること」（『高等学校学習指導要領解説 総則編 平成17年』115-116頁）とされたりするなど、高等学校段階では、小・中学校とは一線を画した道徳教育の充実策が講じられている。

その一方で、茨城県立高等学校においては平成19年度より、第1学年の全生徒を対象として、「総合的な学習の時間」で「道徳」授業を週1時間（年間35時間。体験的な活動を行う場合は6時間程度）実施している。授業担当者は、教員のなかから、各学校において決定するとされ、生徒用テキスト『ともに歩む』を作成し、教員向けには「道徳教育指導資料」が配布された。『ともに歩む』には、茨城県に関わる人物や事柄を扱った資料をはじめ、高校生の作文などの読み物資料を掲載している。このような取組には、小・中学校で実施されている道徳の時間との近似性が看取される。

以上のような現状をふまえて、高等学校における道徳教育のあり方を考えるときには、小・中学校との連続性を大事にすると同時に、「人間としての在り方生き方について生徒が自ら考え、自覚を深めて自己実現に資するように指導の計画や方法を工夫」（『高等学校学習指導要領解説 総則編 平成

17年』84頁) することも必要であろう。例えば、福岡県芦屋町における取組から導出された「規範の理解」「規範の納得」「規範の実践」という三つの視点を敷衍しながら考えてみたい。学校のきまりや社会のルールが存在を伝えたり、具体的場面で善悪の判断を教えたり、ルールに従っている行動を褒めて実践意欲を高めたりするなど「規範を理解することや、規範に従って行動すること」と、なぜ“～しなさい”“～してはいけない”と言われるのかを考えたり、ルールに従うと、自他共に快適に過ごせることを納得したりするなど「規範に納得すること」とは、相補的に指導していく必要がある。これに加えて、発達段階が進むにつれて、既存のルールが正当であるか、合理的であるか、不利益を生じさせていないかについて検討するなど「規範を作ったり、見直し・改善したりすること」も指導していく必要があるだろう。なぜなら、既存のきまりやルールを「守る(遵守する)」ことだけに限定して考えるのでは、不十分であるからだ。つまり、価値観が多様化し、社会の枠組みそのものが不確定な現代においては、個人の成長と個人が作り出す社会的関係の変容をも視野に入れておく必要がある。そのためには、想像力や他者への配慮を基盤に据えながら、規範意識をとらえていくことが求められよう。このように考えるなら、「規範を理解することや、規範に従って行動すること」「規範に納得すること」を小・中学校において主に学ぶのであれば、高等学校では「規範を作ったり、見直し・改善したりすること」に重点を置いて指導する、といった長期的構想のもとでの発想が求められるのである。

### 3. 道徳教育の全体計画作成の意義と必要性

今回の学習指導要領改訂では、第2章、第4章、第5章及び第6章のそれぞれ「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」において、第1章 総則の第1の2および第3章 道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章 道徳の第2に示す内容について、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の特質に応じて適切な指導をすることが明記された。各教科等にはそれぞれ固有の目標や内容がある。しかし、それらはすべて、児童の豊かな人格の形成を果たすためのものであるとすれば、全教育活動における道徳教育では、それぞれの教育活動の特質に応じて、自主性や自律性、他者との人間関係、生命の尊重、集団や社会における役割や責任等にかかわる道徳的な心情や、判断力、実践意欲や態度などの道徳性の育成に努める必要があるということになる。

各教科等における道徳教育の指導においては、学習指導や学習態度への配慮、教師の態度や行動による感化とともに、各教科の特質と道徳教育との関連を十分に考慮して、児童の道徳性がはぐくまれるよう具体的に展開する必要がある。そのためには、各教科においてははぐくむ道徳性を明らかにした上で、必要に応じて他教科等の学習内容や活動との関連を図っていくことが考えられる。また、道徳教育における要の時間と位置づけられる道徳の時間においても、このような点を考慮して各教科における道徳教育との関連を図りながら、計画的、発展的に指導することが大切である。そのためにも、道徳教育の全体計画を作成し、その内容を各教科の指導計画に反映させて具体的に展開することが、今後、特に重要になってくると思われる。

#### 【 主要参考文献 】

- 堺正之「家庭・地域と一体となって進める道徳教育 課題の背景と「一体」の意味」、『道徳と特別活動』2007年9月号所収。
- 福岡県教育委員会・福岡県教育センター『高めよう！子どもたちの規範意識！』（福岡県教育センター研究紀要 No.154）、2006年。